

でに届け出た人、法務局で滅失登記をした人は不要。未登記家屋の所有者変更や、建物の増築をしたときも届け出が必要です。

届け出ないと、翌年度以降も引き続き課税されます。ご注意ください。

☎ 286・3380

戦没者などの「遺族へ

戦没者などの死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日(基準日)において公務扶助料や遺族年金などを受ける人がいない場合、対象となる人に第11回特別弔慰金が支給されます。

なお、第10回を受給し、第11回未請求の対象者には、7月ごろに県から通知が發送されています。

対象：基準日に存命の、次の順番による先順位の遺族1人(相続人も請求可)

- 1 弔慰金の受給権者
- 2 戦没者などの子
- 3 戦没者などと生計関係を有している①父母、②孫、③祖母、④兄弟姉妹(戦没者などと氏が同じ方が先順位)
- 4 前記1、3以外の遺族で、戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた3親等内の親族

支給内容：額面25万円、5年償還の記名国債

請求期限：令和5年3月31日☎
 請求・問 役場福祉課 地域福祉係

☎ 234・6113

熊本県市町村職員共済組合

職員採用試験(2次募集)

県市町村職員共済組合では、令和5年度から勤務する職員の採用試験(2次募集)を、次の通り実施します。

資格：平成10年4月2日〜平成13年4月1日生まれで、4年制大卒卒業程度の学力を有する人

採用人数：若干名
 試験日時：

第1次試験 令和5年1月8日☎
 ※合格者は、第2・3次試験あり。

試験会場：県市町村自治会館 本館
 申込期限：12月16日☎

※申し込み方法など詳しくは、熊本県市町村職員共済組合ホームページ(<http://www.kumamoto-kyosai.jp>)で確認するか、左記へ問い合わせてください。

問 熊本県市町村職員共済組合事務局 総務課
 ☎ 365・1900

ペットを飼う前に考えること

生き物をペットとして飼うということは、その命に責任を持つことを意味します。ペットが健康で快適に暮らせるようにするとともに、地域

や周囲の人たちに迷惑を掛けないようにすることも飼い主の義務です。

ペットを飼う前には、世話やしつけを毎日欠かさずに行うことができるか、経済的負担や家庭状況などから最期まで責任をもって飼育できるか、しっかりと考えておきましょう。

問 御船保健所
 ☎ 282・0016

調理師業務従事者届の提出

調理師は、調理師法に基づき、2年ごとに氏名などを届け出る必要が

あります。

対象：12月31日現在、調理師免許を有し、県内で調理業務に従事している人

届け出期間：令和5年1月4日☎、15日☎

届け出方法：オンラインか郵送
 届け出様式配布場所：

各保健所、熊本市区役所、山鹿市役所などの他、県ホームページからダウンロード可

問 県健康づくり推進課
 ☎ 333・2252

防災行政無線の放送内容を町ホームページでも確認できます

防災行政無線と町ホームページの連携を行い、防災行政無線で放送された内容を町ホームページから確認できるようになりました。

町ホームページのトップページから簡単に確認できますので、放送を聞き逃した場合などに、ぜひご利用ください。

ここをクリック



問 役場危機管理課
 ☎ 286 - 3210